

No. 44

市町村名	担当部課名	T E L	直通・内線	F A X
設楽町	生 活 課	0536-62-0522	直 通	0536-62-1675
住 所	〒441-2301 北設楽郡設楽町田口字辻前14		担当者氏名	高橋 三郎
U R L	http://www.town.shitara.lg.jp/		E-mail	seikatsu@town.shitara.lg.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	710,000	—	11～20人槽	1,650,000	—
6～7人槽	1,020,000	—	21～30人槽	1,650,000	—
8～10人槽	1,650,000	—	31～50人槽	1,650,000	—
			51人槽以上	1,650,000	—

(2) [令和4年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
3	5						8

前年度実績基数（2基）

(3) [補助対象地域]

- ・公共下水道整備地域及び農業集落排水事業地域を除く地域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽設置に伴いみなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去等する者
- ②浄化槽設置に伴い宅内配管工事を施工する者
- ③旧型浄化槽又は浄化槽設置後、概ね30年以上が経過し、老朽化等でそのまま放置されれば公衆衛生上問題が生ずる恐れがあると認められ、旧型浄化槽又は浄化槽を更新する者
※浄化槽：浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を合わせて処理する浄化槽で、下のいずれにも適合し、全国浄化槽推進市町村協議会に登録してある未使用のもの
ア放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は総りん濃度が1mg/l以下の機能を有するものであること
イ浄化槽の消費電力が次に定める消費電力基準以下であること

(単位 W)

人 槽	通 常 型	BOD10mg/l以下	りん除去型
5 人 槽	39	53	83
6～7 人 槽	55	75	90
8～10 人 槽	75	102	157

※宅内配管工事：浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事をいう

※旧型浄化槽：上で定めた以外の浄化槽

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅又はその敷地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売又は賃貸借の目的で建築された住宅に浄化槽を設置しようとする者
- ④この要綱に基づき、既に補助金が交付されている者。ただし、前項の規定により旧型浄化槽又は浄化槽設置後、概ね30年以上が経過している場合は、その限りでない
- ⑤町税等を滞納している者
- ⑥事務所、店舗、工事等、その他これらに類する建築物に浄化槽を設置しようとする者
- ⑦その他町長が不適当と認める者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の位置図
- ③配置・配管図及び排水経路図
- ④誓約書
- ⑤浄化槽設置工事見積書、契約書の写し及び設置工事の工程表
- ⑥住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧（一社）全国浄化槽団体連合会浄化槽機能保証制度による保証登録証

- ⑨型式適合認定書別添仕様書及び図面
- ⑩浄化槽設備士免状の写し及び施工技術特別講習会修了書（昭和62年度以前の資格取得者に限る）の写し
- ⑪旧型浄化槽、浄化槽、みなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去等する場合は、撤去処分費用等見積書の写し
- ⑫宅内配管工事施工見積書の写し（旧型浄化槽又は浄化槽の更新のみの場合は除く）
- ⑬交付申請時の住居における汚水処理設備の種類がわかる書類
- ⑭その他町長が必要と認める書類

（８）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了の日から起算して10日を経過した日又は3月20日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の副本及び浄化槽法定検査契約書の写し及び検査手数料納付済みの領収書等の写し
- ③浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト
- ④浄化槽設置工事施工の写真（旧型浄化槽、浄化槽、みなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去等した場合は、その施工の写真）
- ⑤浄化槽の設置に要した費用の請求書及び領収書の写し
- ⑥既存の旧型浄化槽、浄化槽、みなし浄化槽又は汲み取り便槽の最終清掃実施記録の写し（旧型浄化槽、浄化槽、みなし浄化槽又は汲み取り便槽を撤去等した場合に限る）
- ⑦宅内配管工事に要した費用の領収書及び請求書の写し並びに宅内配管工事施工の写真（旧型浄化槽、浄化槽の更新のみの場合は除く）
- ⑧浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑨浄化槽使用廃止届出書の写し（みなし浄化槽からの転換に限る）
- ⑩その他町長が必要と認める書類

（９）【 その他 】

- ①みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限9万円の補助を行っている（下水道接続時のみ）
- ③みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に10万円までの補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください